



3月に入り、年度末を迎えましたね。今年は暖冬の影響で春がくるのも早い様に感じます。一方で新型コロナウイルスによる影響が多方面で出ており、生活・経済への影響も心配されますね。まずは、うがい・手洗いと、十分に睡眠をとり落ち着いた行動をとりましょう。当事務所は確定申告が大詰めとなってきました。本号はまだ間に合う情報・来年の確定申告に備えた情報を盛り込んでいきたいと思えます。

## ～ 確定申告 Q&A ～

### Q1. ふるさと納税も確定申告が必要ですか。

**A. 寄付をした自治体が6以上ある方、**

**他で確定申告をする方は改めて全ての寄付について申告が必要です。**

昨年にふるさと納税をした人のうち、自治体が手続きを肩代わりしてくれる「ワンストップ特例」を既に申請している人は必要ありません。ただしワンストップ特例はもともと確定申告をしない人のための制度ですので、どんな理由でも確定申告を行う人は全ての寄付について申告をしなければ税優遇を受けられません。寄付をした自治体が6以上ある方も確定申告が必要です。

### Q2. メルカリ等の収入は申告すべきですか。

**A. 他者から仕入れて転売した時の利益は課税所得となります。**

原則として使わなくなった家具や衣服等の「生活に使用した資産」の売却は所得税が課税されない取引なので確定申告は不要です。ただし生活に使う資産でも、他社から仕入れて転売した時の所得は課税所得となります。また1品が30万円を超える宝石・書画・骨董・貴金属等を売ったときの収益は所得税の課税所得となります。

### Q3. 青色申告特別控除が変わると聞きましたが、いつからですか。

**A. 令和2年分の所得税確定申告から青色申告控除が65万円から55万円に変わります。**

**ただし電子申告による申告又は電子帳簿保存を行うと引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。**

先月の優経通信で所得税の基礎控除が38万円から48万円に増えるとお知らせしました。電子申告を行っている方(当事務所に申告を依頼されている方も対象です)又は電子帳簿保存を行う方は、10万円控除額が増えることとなります。ご自身で確定申告をされている方もパソコンやスマホから電子申告することで、これまでより10万円控除額が増えます。

### Q4. コロナウイルスの影響で申告期限が延長される!?

**A. 令和2年4月16日まで確定申告期限が延長されます。**

新型コロナウイルスの影響をうけ、税務署に人が集中するのを避ける為、政府は確定申告の期限を4月16日まで延長するようです(所得税・個人消費税・贈与税ともに)。これに伴い**納付書による納税期限も4月16日が期限**になります。**振替納税日も4月21日(消費税は23日)から5月15日金曜日(消費税は19日火曜日)へ変更**されましたのでご注意ください。

### Q5. 期限をすぎたけど、還付申告したい

**A. 還付申告書は確定申告期と関係なく、翌年から5年間提出することが可能です。**

還付申告のみであれば、確定申告シーズンが終わってから手続きすることも可能です。

なお、還付についてはスタートも確定申告期のスタートを待たずに始められますので、ご自身で申告されている方は来年早めに申告してみたいはいかがでしょうか。

※当事務所はソフトウェアのアップデートを待ってからになります。ご了承ください。

# 知っここ! 「税務のマメ知識」

# 今月のいろいろ「掲示板」

所得税の確定申告の期限の延長が国税庁から正式に発表されました。このような場合に限らず、申告期限の延長の特例が税法では認められています。

**法人税**の申告期限は、原則決算日の翌日から2か月以内ですが、様々な特例によって申告期限を延長することが認められています。定款に「定時株主総会は事業年度の翌日から3か月以内に開催する」等と書かれていれば会計監査人の監査を受けるような大企業でなくても、申告期限を1か月延長することができます。令和2年の税制改正大綱では**消費税**についてもこの1か月延長の特例が盛り込まれました。**ただし、納税の期限は延長されません。**

## 災害等による期限の延長

災害等で本来の申告期限までに申告できない場合は、その災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限の延長が認められます。災害等による期限の延長には、地域指定による期限延長と個別指定による期限延長という2つの制度があります。前者は地震等による災害があった場合、国税庁長官が地域と期限を定めて実施するものです。後者は個別に税務署に申請することにより申告期限が延長されます。地域指定が行われた地域以外で災害が発生した場合は申請するようにしてください。

この災害等による申告期限の延長は、自然災害だけではなく火災等による災害、本人の責任といえない重疾病等「やむをえない」事情が生じた場合申告のや納税の延長が認められます。新型コロナウイルスの影響で申告が滞りそうな時の救済措置として頭の片隅に留めておきたい手続きです。

## 3月は卒業の時期

### 新社会人になる扶養家族がいる方

- ・扶養控除申告書からの除外と社会保険の扶養をはずしましょう。
- ・国民年金等を親が負担していた場合は、今年の年末調整・次回の確定申告で控除できます。控除証明が届きましたら保管ください。
- ・年末に扶養でなくても、3月までに実質負担していた医療費は医療費控除に含めて問題ありません。

### 新社会人を採用される企業

- ・入社時に扶養控除申告書を記入
- ・3月までアルバイト等による収入がある場合は源泉徴収票を提出してもらいましょう。年末調整で使用します。

## 健康保険料の改定

令和2年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料が改訂されます。健康保険料率は都道府県によって異なりますので、協会けんぽのHPでご確認ください。

## 今月のあなたの運勢

### 血液型編

A型	B型	O型	AB型
環境の変化は、新しい事が始まる予感です。自然の流れに任せてみましょう。整理整頓が開運のカギに。	集中力が発揮できそう。柔軟な発想でアイデアも沸いてきます。異業種交流等新しい人脈づくりもよいでしょう。	方向転換の時期です。何かを変えたいと思っている人はゴーサインを出してもOK。やった事の無い事に挑戦するのも吉。	今は焦らないでいましょう。暖かくなる頃には物事も進んでいきそうです。計画をしっかりと立てておきましょう。



## 優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。